

有田川町第5期障害福祉計画及び 第1期障害児福祉計画

【素案】

平成30年1月

有田川町

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 他計画との関係性	3
5 計画策定の国の方針	4
第2章 障害のある人を取り巻く現状	5
1 統計データ等からみる障害のある人の現状	5
2 障害福祉サービス等の実施状況	13
第3章 計画の基本的な考え方	24
1 基本理念	24
2 基本原則	25
3 基本方針	25
4 施策の体系	27
第4章 第5期障害福祉計画	29
1 平成32年度までの成果目標（障害福祉サービスの提供体制の整備等）	29
2 障害福祉サービスの見込量（障害福祉サービスの見込量と確保方策）	32
3 地域生活支援事業の見込量（地域生活支援事業の見込量と確保方策）	37
第5章 第1期障害児福祉計画	47
1 平成32年度までの成果目標（障害児支援の提供体制の整備等）	47
2 障害児福祉サービスの見込量（障害児福祉サービスの見込量と確保方策）	48
第6章 計画の推進体制	50
1 地域住民・事業者・行政等との協働の推進	50
2 計画の達成状況の点検及び評価	51
資料編	52

第 1 章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

わが国では「障害者基本法」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の法整備のほか、平成 25 年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が施行され、共生社会の実現に向けた取り組みがより一層推進されているところです。

また、「障害者総合支援法」及び平成 30 年度に一部施行となる「児童福祉法」では、障害のある人が自らの望む生活を営むことができるように、「生活」と「就労」に対する支援のさらなる充実や、障害のある子どもとその家族の多様なニーズにきめ細かく対応するための支援の拡充、障害福祉サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が求められています。

本町においては平成 27 年 3 月に「有田川町障害者計画及び第 4 期障害福祉計画」を策定し、計画の基本理念として掲げた「健やかで安らぎ、心豊かなまち ありだがわ」を実現するため、幅広い分野における障害者施策を推進しているところです。

この度策定する、「有田川町第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画」（以下、本計画という。）は、「有田川町障害者計画」の基本理念や基本目標を踏まえつつ、障害福祉サービス等の整備と充実を図るとともに、「第 4 期障害福祉計画」の各施策の進捗や目標数値の達成状況を検証し、今後 3 年間の方針と取り組みを明らかにするものとします。

【障害者関連法整備の主な動き（「障害者総合支援法」施行以降）】

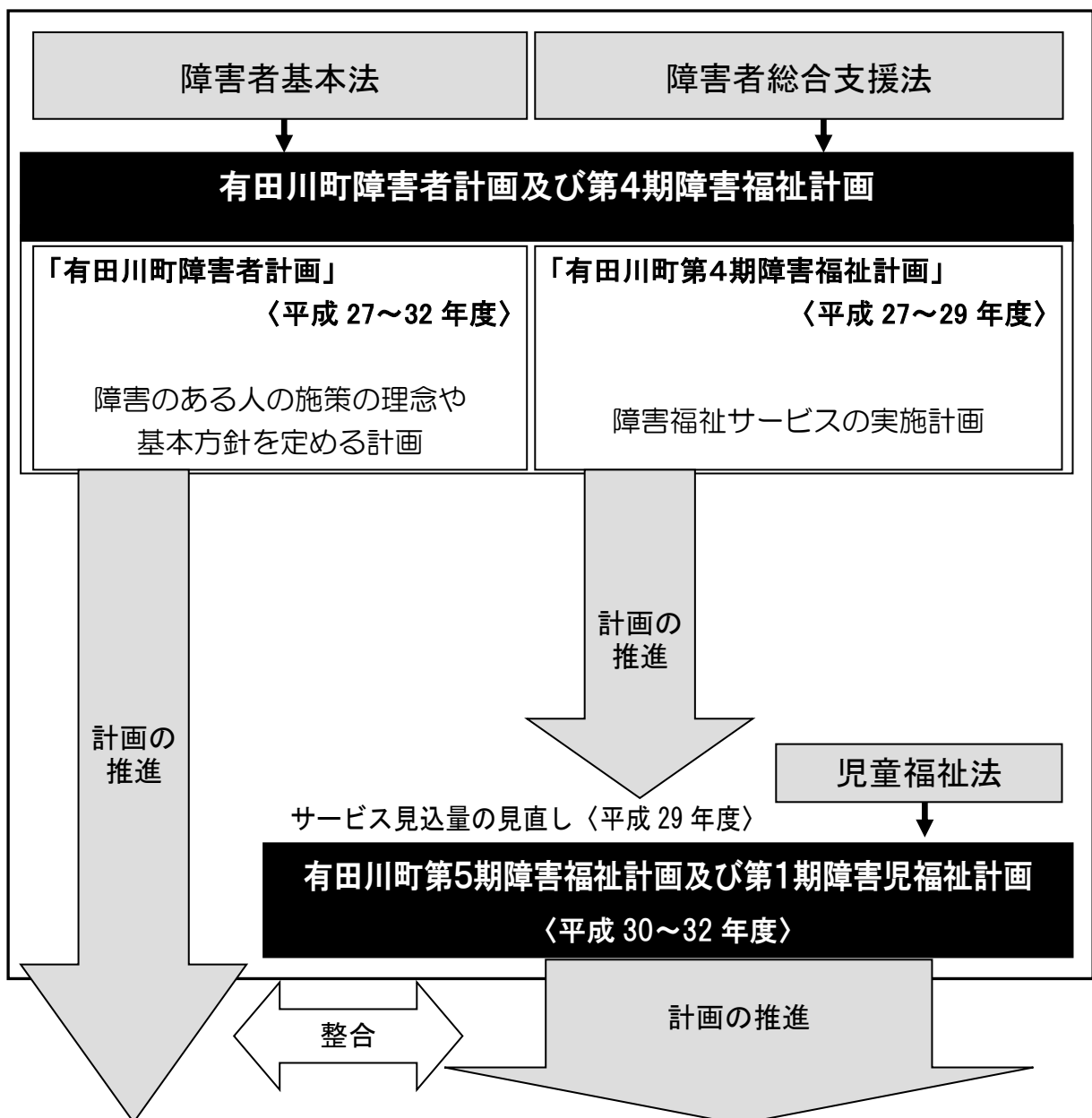
年	主な動き
平成 25 年	「障害者総合支援法」の施行（4月） ・社会モデルに基づく理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等国において「障害者基本計画（第3次）」策定（9月） ・基本原則の見直し、障害者の自己決定の尊重を明記、計画期間の短縮 等
平成 26 年	日本が「障害者権利条約」を批准（1月） 「障害者総合支援法」の改正（4月） ・障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化、地域移行支援の対象拡大 等
平成 28 年	「障害者差別解消法」の施行（4月） ・差別の禁止、差別解消の取り組みの義務化 等 「改正障害者雇用促進法」の施行（4月）（一部、平成 30 年 4 月施行予定） ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 「成年後見制度利用促進法」の施行（5月） ・利用促進等の設置、利用促進に関する施策 等 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行（8月） ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等
平成 30 年	「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正（4月） ・障害者の望む地域生活の支援 （自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、重度訪問介護の訪問先拡大、高齢障害者の介護保険サービス利用 等） ・障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 （居宅訪問型児童発達支援の創設、保育所等訪問支援の拡大、障害児のサービス提供体制の計画的な構築 等） ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 （補装具の貸与制度の追加、自治体による調査事務・審査事務の効率化 等）

2 計画の位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」に基づく障害福祉計画と、「児童福祉法」に基づく障害児福祉計画の2つの計画を一体的な計画として策定するものです。

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づき策定するもので、障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策等を示す実施計画となります。

障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づき策定するもので、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保、各年度における障害児通所支援または指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量を確保するための方策等を示す実施計画となります。



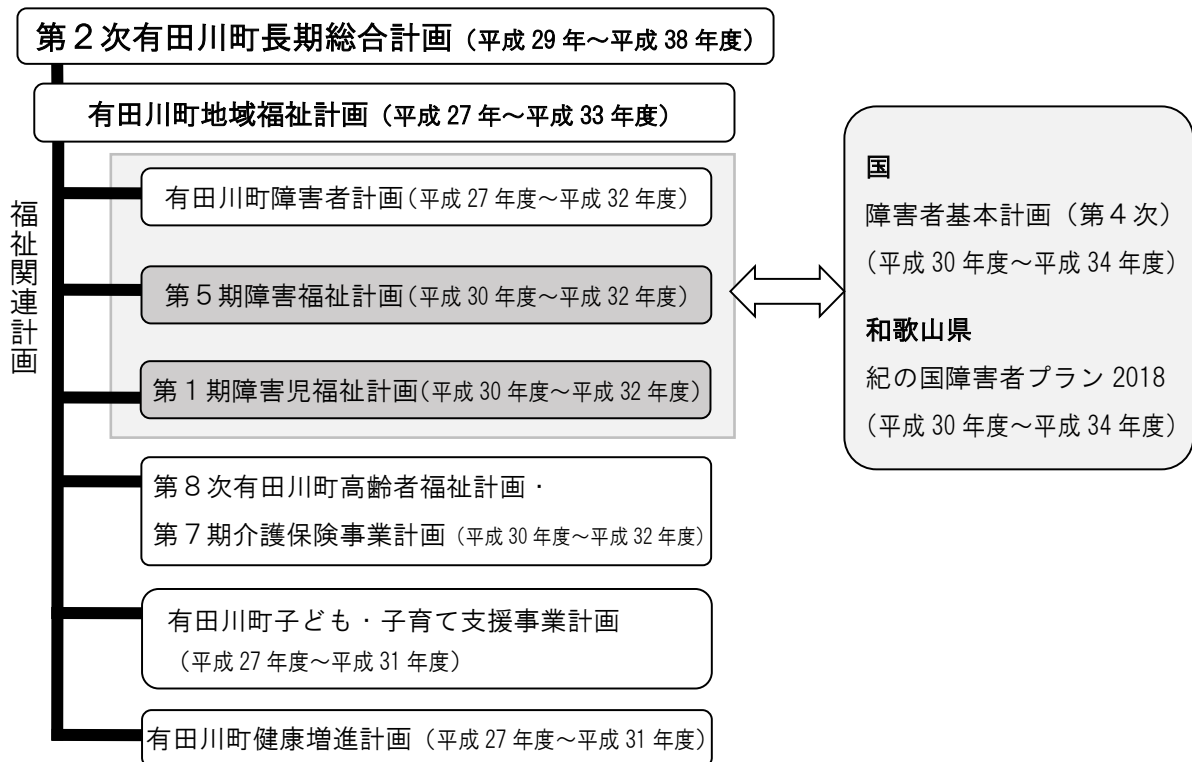
3 計画の期間

本計画は、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づいた「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」であり、各計画との整合性を図りつつ、平成30年度～平成32年度の3年間で1つの期間とします。

	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)
有田川町 第5期障害福祉計画	第4期(平成27～29年度)			第5期(平成30～32年度)		
有田川町 第1期障害児福祉計画				第1期(平成30～32年度)		
有田川町障害者計画	有田川町障害者計画(平成27～32年度)					見直し予定

4 他計画との関係性

本計画は、国の「障害者基本計画（第4次）」（平成30年度～平成34年度）や、和歌山県の「紀の国障害者プラン2018（第5次和歌山県障害者計画、第5期和歌山県障害福祉計画）」（平成30年度～平成32年度）を踏まえ、「第2次有田川町長期総合計画」を上位計画として、様々な関連計画と整合性を持たせたものとします。



5 計画策定の国の方針

■ 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し

平成 28 年 5 月に改正された「障害者総合支援法」「児童福祉法」では、障害のある人の望む生活支援や、多様化する障害児支援へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等が示され、新たなサービスの創設やこれまでの障害福祉サービスの範囲の拡充等が進められることとなっています。

また、法改正に伴い「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」が行われ、新たな成果指標の設定等が示されています。

【国の基本指針の概要】

- ① 地域における生活の維持及び継続の推進
→自立生活援助（円滑な地域生活に向けた相談や助言等を行うサービス）や基幹相談支援センターの有効活用、主任相談支援専門員の確保等の推進
- ② 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築
→精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう福祉ニーズを地域でカバーする
- ③ 就労定着に向けた支援
→就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援を行うサービスである「就労定着支援」、一般就労への移行の促進
- ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
→障害児福祉計画の策定の義務化
ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援体制の構築
- ⑤ 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み
→高齢者・障害者・児童等の福祉サービスの相互または一体的な利用の促進
- ⑥ 発達障害支援の一層の充実
→発達障害者支援地域協議会の設置
可能な限り身近な場所で必要な支援を受けられるような適切な配慮

今後の本町の障害福祉サービスの見込量等を見極める上で、これまで以上に国の法制度との連動と連携を図り、計画を策定します。

第 2 章 障害のある人を取り巻く現状

1 統計データ等からみる障害のある人の現状

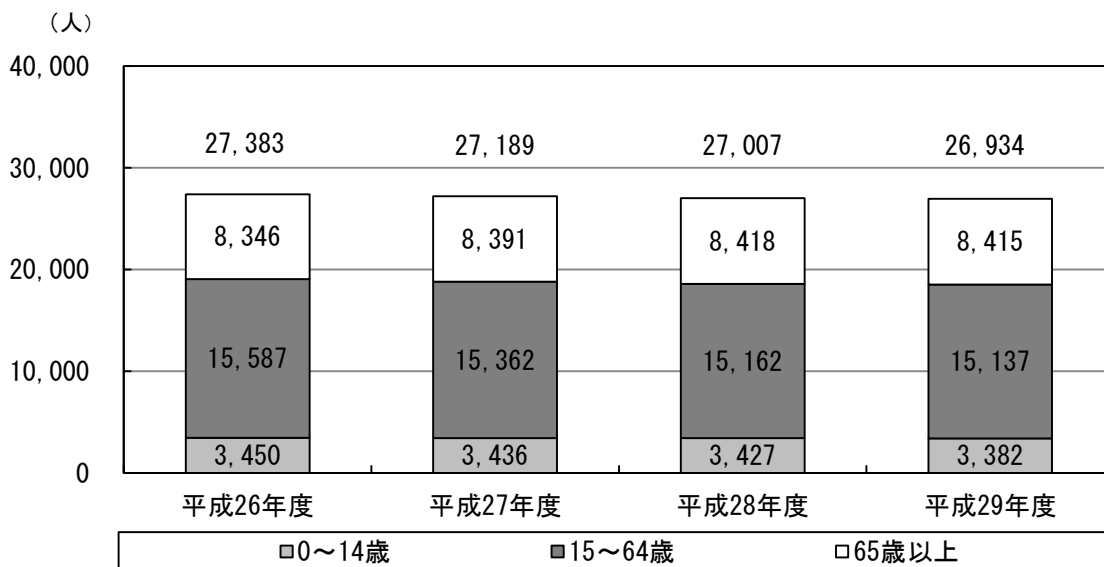
(1) 総人口の推移

① 総人口の推移

有田川町の総人口の推移をみると、平成 26 年度から平成 29 年度にかけて総人口は 449 人減少しています。

年齢別にみると、0～14 歳、15～64 歳は減少傾向となっていますが、65 歳以上は増加傾向となっています。

■ 総人口の推移



資料：住民基本台帳（各年度末現在）
平成 29 年度のみ 8 月末現在

(2) 障害のある人の状況

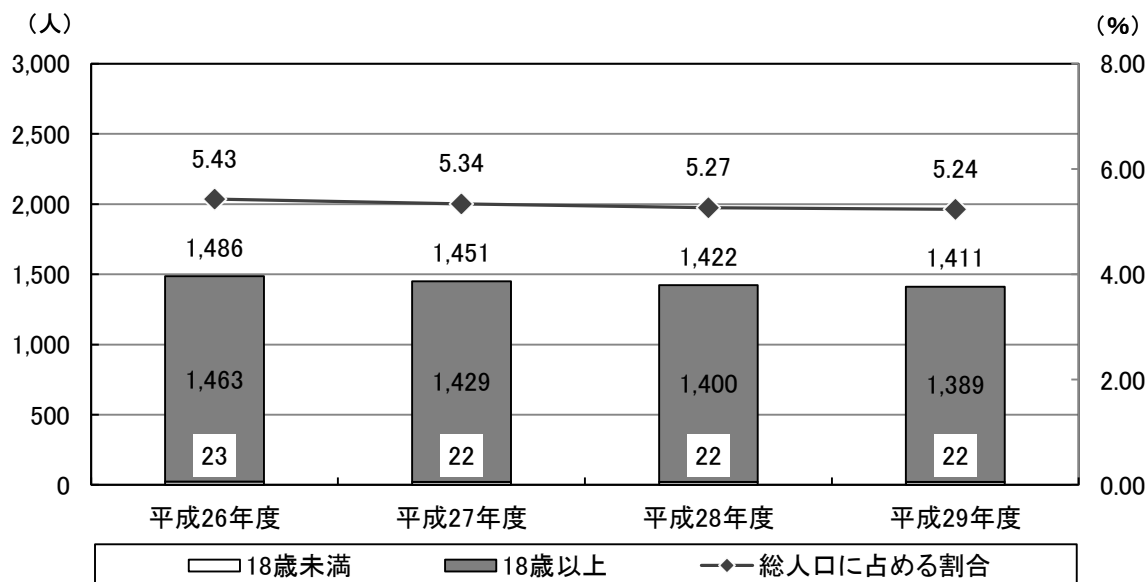
① 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成 26 年度から平成 29 年度にかけて所持者数、総人口に対する割合ともに減少しています。

等級別にみると、5 級を除き、いずれの等級も減少しています。

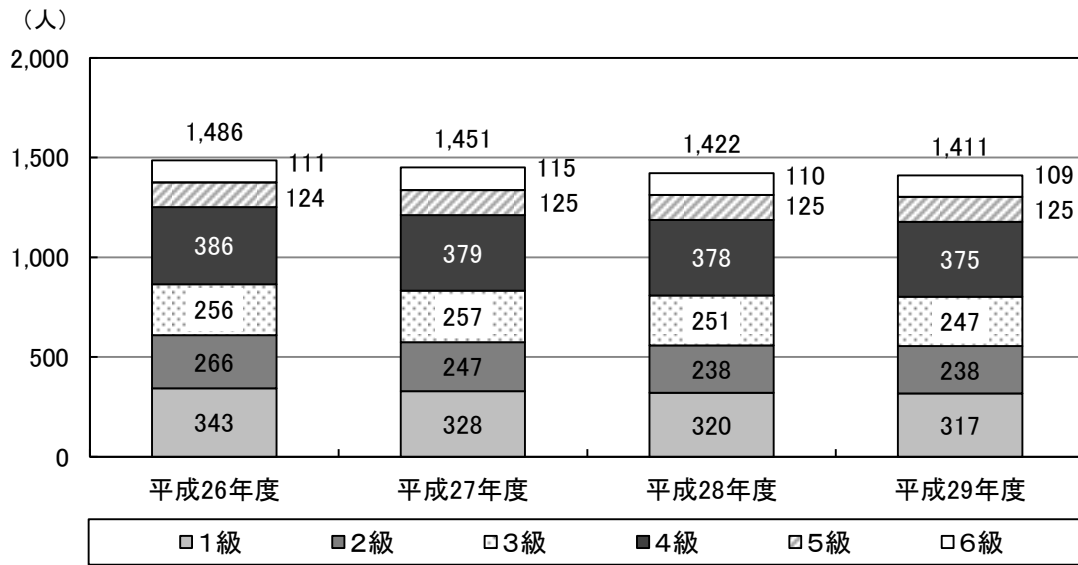
障害の種類別にみると、音声・言語障害は横ばい、内部障害は年度によってばらつきがあるものの平成 28 年度から平成 29 年度にかけては減少、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、肢体不自由は減少傾向が続いていて、特に肢体不自由は他の障害と比べて大きく減少しています。

■身体障害者手帳所持者数の推移



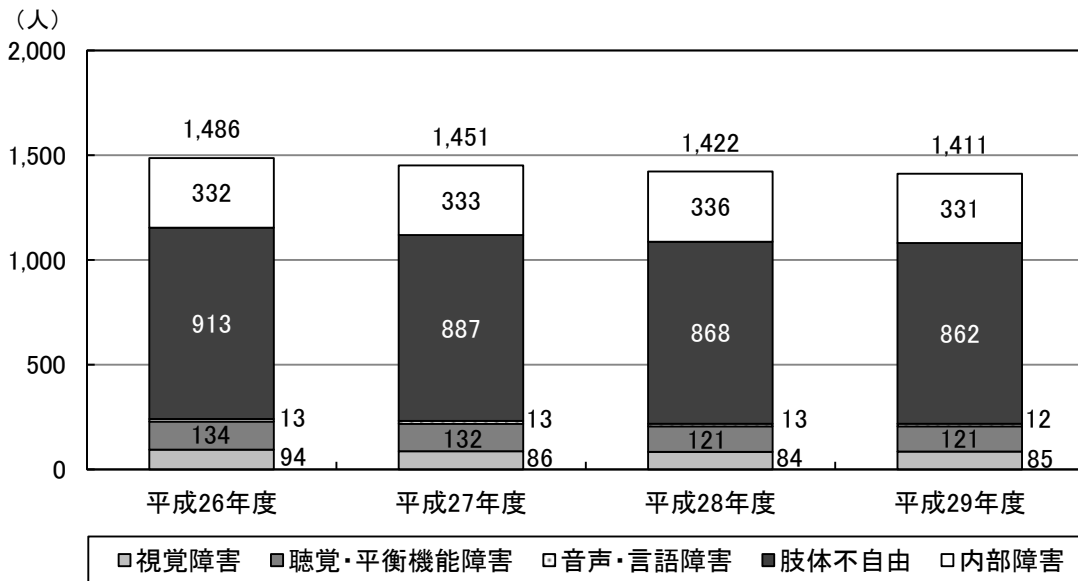
資料：やすらぎ福祉課（各年度末現在）
平成 29 年度のみ 8 月末現在

■障害の等級別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：やすらぎ福祉課（各年度末現在）
平成29年度のみ8月末現在

■障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移



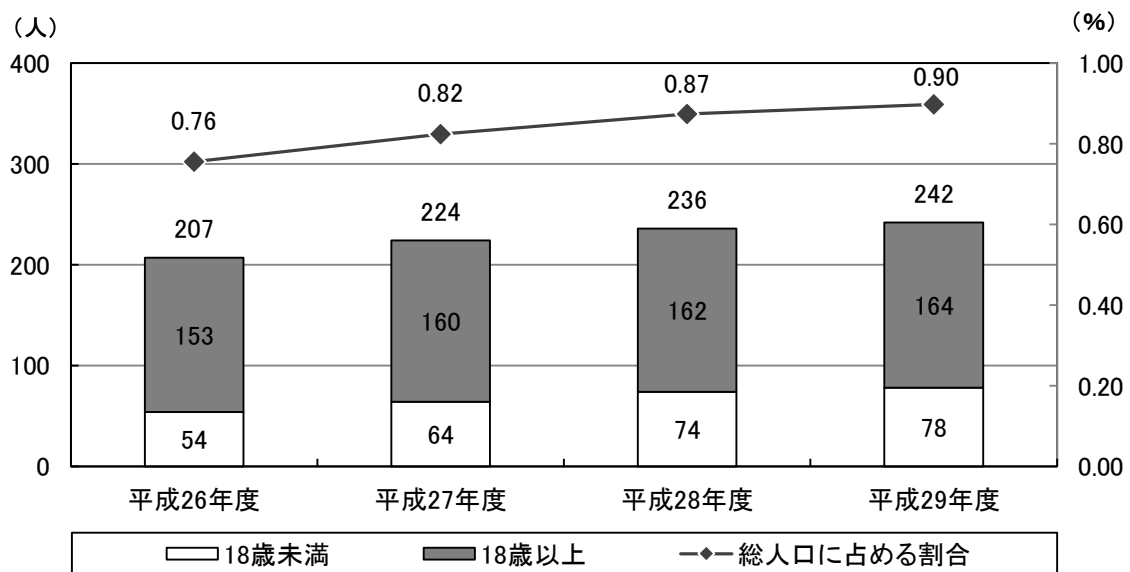
資料：やすらぎ福祉課（各年度末現在）
平成29年度のみ8月末現在

② 療育手帳所持者数

療育手帳所持者数の推移をみると、平成26年度の207人から平成29年度の242人へと35人増加しています。また、総人口に占める割合は平成29年度に0.90%となっています。

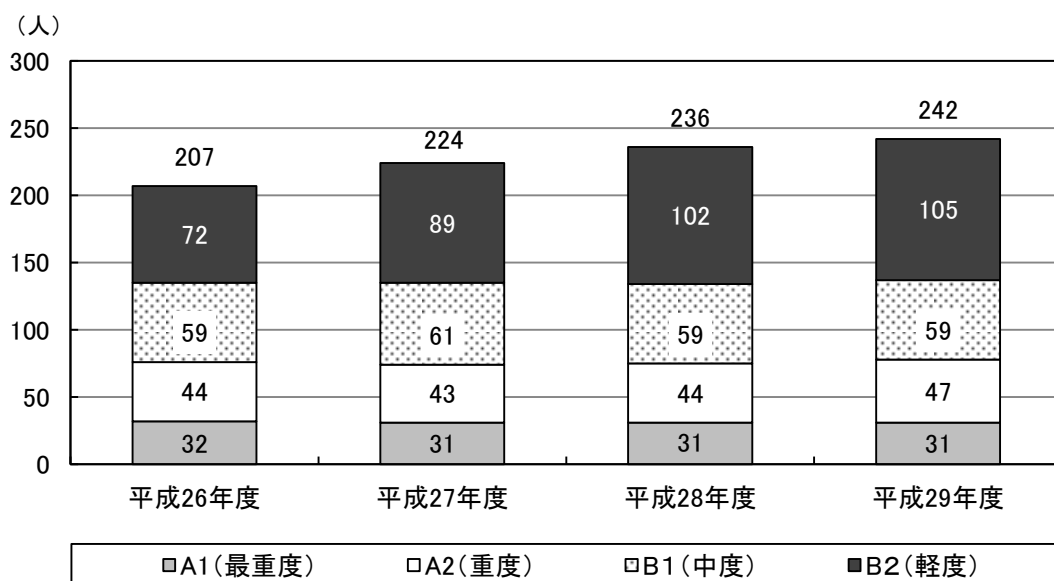
等級別にみると、A1（最重度）とB1（中度）は横ばい、A2（重度）は年度によってばらつきがあるものの微増、B2（軽度）は増加となっています。

■療育手帳所持者数の推移



資料：やすらぎ福祉課（各年度末現在）
平成29年度のみ8月末現在

■障害の程度別療育手帳所持者数の推移



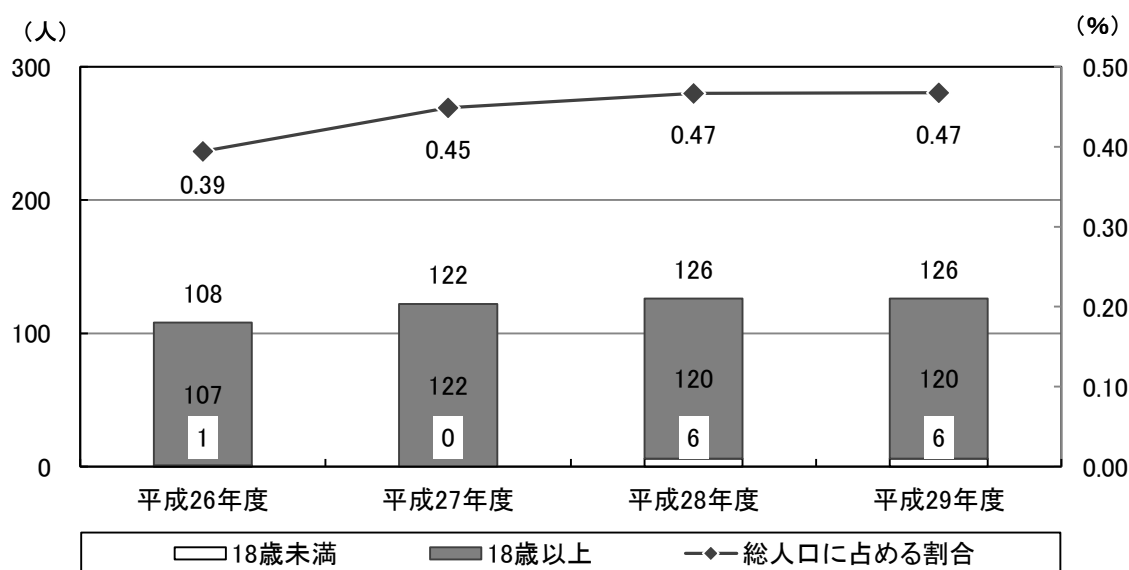
資料：やすらぎ福祉課（各年度末現在）
平成29年度のみ8月末現在

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成 26 年度の 108 人から平成 29 年度の 126 人へと 18 人増加しています。また、総人口に占める割合は平成 29 年に 0.47% となっています。

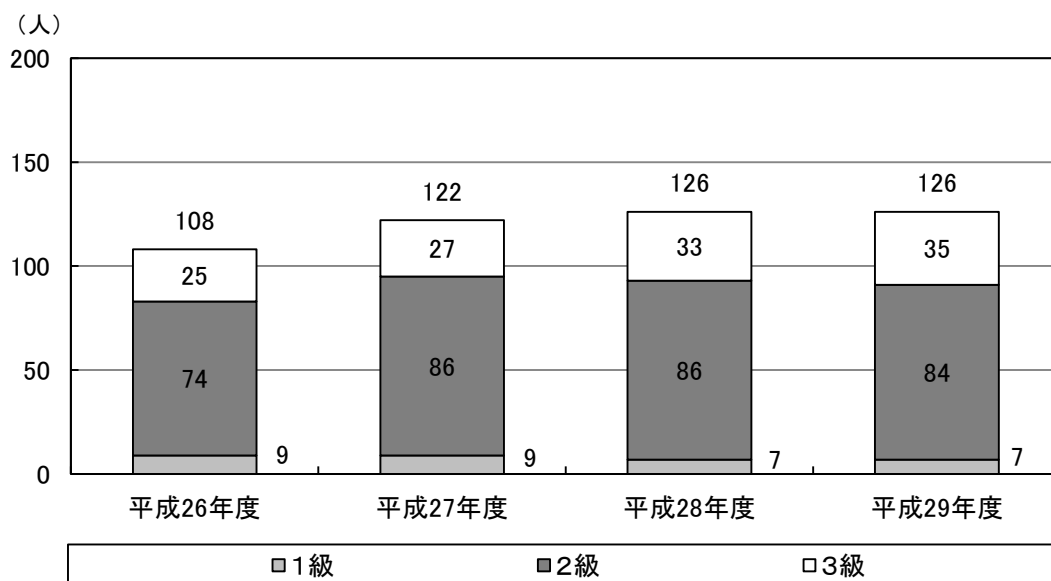
等級別にみると、1 級は年度によってばらつきがあるもののほとんど横ばいで推移しており、3 級は増加しています。また 2 級は平成 26 年度から平成 27 年度にかけて増加した後、ほとんど横ばいで推移しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：やすらぎ福祉課（各年度末現在）
平成 29 年度のみ 8 月末現在

■障害の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

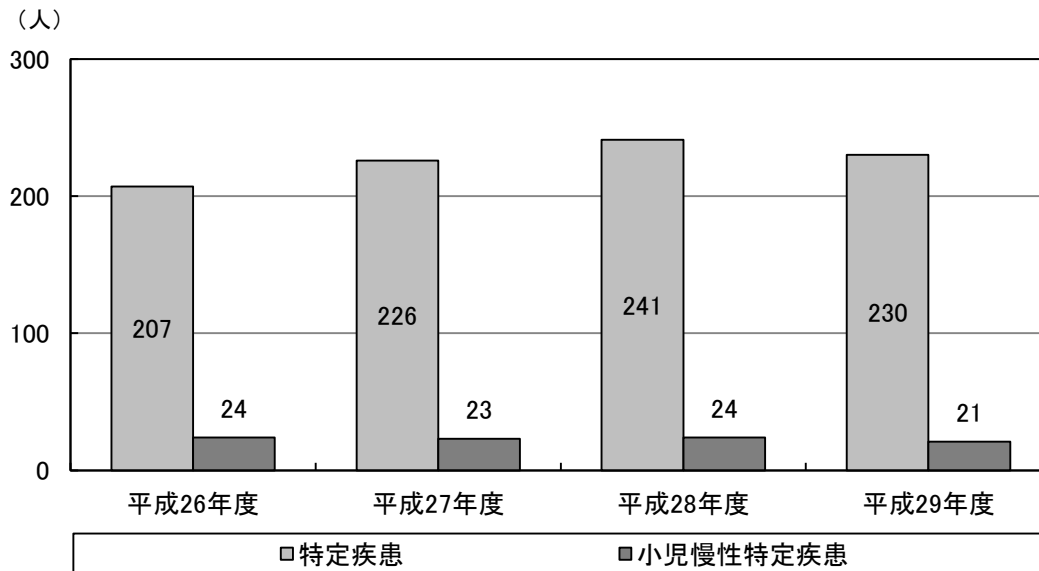


資料：やすらぎ福祉課（各年度末現在）
平成 29 年度のみ 8 月末現在

④ 難病患者数

難病患者の推移をみると、特定疾患は平成 26 年度の 207 人から平成 29 年度の 230 人へと 23 人増加しています。

■ 難病患者数の推移



資料：湯浅保健所（各年度末現在）
平成 29 年度のみ 8 月末現在

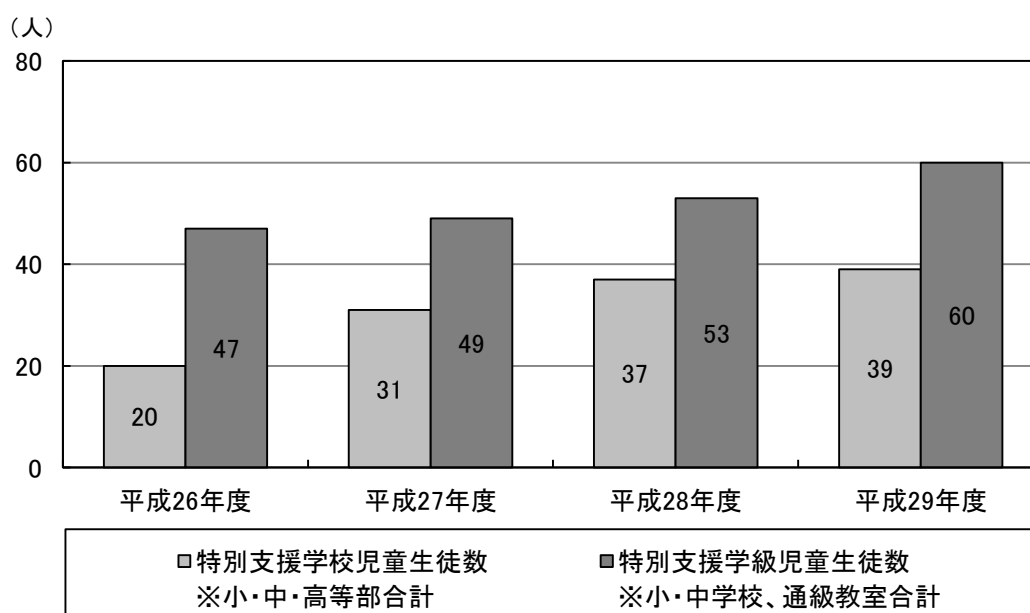
※ 平成 27 年 1 月から「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成 26 年法律第 50 号）に基づき指定される難病医療費助成制度となりました。
平成 26 年度は特定疾患、平成 27 年度以降は指定難病と県指定特定疾患（突発性難聴）を含む数となっています。

(3) 障害のある児童・生徒の状況

特別支援学校・学級の在籍者数の推移をみると、特別支援学校児童生徒数は平成26年度の20人から平成29年度の39人へと約2倍に増加しています。特別支援学級児童生徒数は平成26年度の47人から平成29年度の60人へと約1.3倍に増加しています。

特別支援学校卒業後の進路をみると、一般就労よりも福祉施設通所の方が多くなっています。

■特別支援学校・学級の在籍者数の推移



資料：こども教育課、特別支援学校（各年度末現在）
平成29年度のみ8月末現在

■特別支援学校・学級の在籍者数の推移（内訳）

単位：人

	特別支援学校児童生徒数			特別支援学級児童生徒数		
	小学部	中学部	高等部	小学校	中学校	通級教室
平成26年度	6	3	11	24	8	15
平成27年度	11	7	13	30	8	11
平成28年度	17	7	13	33	7	13
平成29年度	21	5	13	38	12	10

資料：こども教育課、特別支援学校（各年度末現在）
平成29年度のみ8月末現在

■特別支援学校卒業後の進路

単位:人

	進学	専修学校等 入学	一般就労	福祉施設 通所	在宅	その他
平成 24 年度	0	0	1	3	0	0
平成 25 年度	0	0	1	1	0	0
平成 26 年度	0	0	0	4	0	0
平成 27 年度	0	0	1	3	0	0
平成 28 年度	0	0	0	4	0	0

資料：特別支援学校（各年度末現在）

2 障害福祉サービス等の実施状況

(1) 第4期障害福祉計画における成果目標の達成状況

① 福祉施設から地域生活への移行促進

平成29年度末時点での有田川町における入所施設の入所者数の見込みは18人、地域生活移行者数は2人となっており、施設入所者数の削減、地域生活移行者数について目標を達成しています。

引き続き事業所との連携を推進しながら、入所者数の削減と地域生活への移行を推進していくことが重要です。

【平成25年度末現在の施設入所者数 20人】

項目	目標		実績
①-1 地域生活移行者数	2人	10.0%	2人
①-2 施設入所者削減見込み	1人	5.0%	2人
※参考 平成29年度末時点の施設入所者数(見込み)			18人

② 精神科病院から地域生活への移行促進

成果目標については都道府県のみが定めることとされており、本町においては精神障害のある人が地域で安心して生活できるよう、計画相談支援等の障害福祉サービスの充実に取り組みました。

③ 地域生活支援拠点等の整備

平成29年度末時点で、有田圏域内での地域生活支援拠点等の整備の見込みはありませんでした。目標達成に向けて、引き続き有田圏域の事業所や関係団体と連携し、現状の把握と課題の共有に努めるとともに、整備に向けた取り組みを推進する必要があります。

項目	目標	実績
③-1 障害のある人の地域生活支援拠点の整備	1か所	0か所

※ 地域生活支援拠点とは、障害のある人の地域生活を支援する機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を集約し、グループホームや障害者支援施設に付加した拠点のことです。

④ 福祉施設から一般就労への移行促進

平成 29 年度末時点で、福祉施設から一般就労に移行する人の見込みはなく、就労移行支援事業の利用者数についても目標に届かない実績となっています。平成 27 年度から有田圏域内に就労移行支援事業所がなくなったため、就労移行支援を必要とする人は圏域外へ出て就労移行支援を利用しています。

【平成 24 年度の一般就労への移行者数 0人】

項目	目標		実績
④-1 福祉施設から一般就労者数への移行者数の増加	1人	-倍	0人

【平成 25 年度末の就労移行支援事業の利用者 3人】

項目	目標		実績
④-2 就労移行支援事業の利用者の増加	5人	66.7%	2人

【平成 26 年度の就労移行支援事業所数 1か所】

項目	目標		実績
④-3 就労移行支援事業所の就労移行率の増加	1か所	100%	-

※平成 27 年度以降、有田圏域内に就労移行支援に取り組む事業所がないため、実績を数値で示せないため、「-」としています。

(2) 障害福祉サービスの実績

① 訪問系サービス（一月当たり）

訪問系サービスをみると、合計利用時間は計画値を2割程度下回っていますが、利用人数はほぼ計画値通りに推移しています。

単位:上段 時間, 下段 人(実利用人数)

サービス名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	768	587	787	597	806	651
行動援護 重度障害者等包括支援	40	37	41	38	42	42

※平成 29 年度は4月から7月までの実績をもとに見込みを算出。

② 日中活動系サービス（一月当たり）

「就労継続支援」をみると、A型の利用実績は計画値より少なく、対照的にB型は多くなっています。「就労移行支援」の利用実績は計画値の半数以下に留まっています。「自立訓練（機能訓練）」は、利用実績がありませんでした。その他の日中活動系サービスは概ね計画値通りとなっています。

単位:上段 人日(利用人数×利用日数)分, 下段 人(実利用人数)
療養介護については、人(実利用人数)

サービス名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
生活介護	796	767	814	803	833	872
	43	41	44	42	45	44
自立訓練 (機能訓練)	42	0	63	0	63	0
	2	0	3	0	3	0
自立訓練 (生活訓練)	20	32	20	23	20	43
	1	1	1	1	1	2
就労移行支援	59	15	79	35	99	39
	3	1	4	2	5	2
就労継続支援 (A型)	564	562	586	327	608	344
	26	26	27	16	28	16
就労継続支援 (B型)	651	679	670	983	688	1,049
	35	38	36	54	37	56
療養介護	8	6	9	7	9	7
短期入所	109	117	122	104	136	111
	8	8	9	9	10	9

※平成 29 年度は4月から7月までの実績をもとに見込みを算出。

③ 居住系サービス（一月当たり）

「居住系サービス」をみると、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて、「共同生活援助」は計画値を上回っており、「施設入所支援」は計画値を下回っています。

単位:人(実利用人数)

サービス名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績 [※] (見込み)
共同生活援助 (グループホーム)	25	30	26	31	27	30
施設入所支援	19	16	19	16	19	17

※平成 29 年度は 4 月から 7 月までの実績をもとに見込みを算出。

④ 相談支援（一月当たり）

相談支援をみると、障害福祉サービスを利用するすべての人に作成が求められる「計画相談支援」の支給決定者数は、増加を見込んでいましたが、実績は減少傾向となっています。「地域移行支援」は計画値に満たない実績となっており、「地域定着支援」は計画値通りの実績となっています。

単位:人(実利用人数)

サービス名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績 [※] (見込み)
計画相談支援	40	24	41	14	42	13
地域移行支援	2	1	2	1	2	0
地域定着支援	1	1	1	1	1	1

※平成 29 年度は 4 月から 7 月までの実績をもとに見込みを算出。

(3) 障害のある児童への支援

障害のある児童への支援（一月当たり）

障害のある児童への支援をみると、「児童発達支援」は実績が計画値を大きく上回り、「放課後等デイサービス」は平成 29 年度では、計画値の約 2 倍の実績となっています。

「医療型児童発達支援」については、平成 27 年度では利用者が計画値通りの実績となっていますが、利用時間は計画値に満たない実績となっています。また、平成 27 年度末に和歌山県にあった唯一の事業所が福祉型の事業所へ移行したため、平成 28 年度以降は実績がありませんでしたが、サービスの内容については変更なく支援できています。

「障害児相談支援」については、平成 28 年度のみ計画値を上回る実績となっていますが、それ以外の年度では計画値に満たない実績となっていて、保護者と支援者で支援内容を調整して作成する「セルフプラン」の提出が多くなっています。

単位：上段 人日(利用人数×利用日数)分, 下段 人(実利用人数)
障害児相談支援については、人(実利用人数)

サービス名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
児童発達支援	702	754	737	810	772	879
	60	78	63	81	66	84
放課後等デイサービス	248	328	264	467	281	591
	15	23	16	4	17	38
保育所等訪問支援	1	0	2	0	3	0
	1	0	2	0	3	0
医療型児童発達支援	44	20	55	0	66	0
	4	4	5	0	6	0
障害児相談支援	7	5	8	9	9	5

※平成 29 年度は 4 月から 7 月までの実績をもとに見込みを算出。

(4) 地域生活支援事業の実績（必須事業）

① 理解促進研修・啓発事業（一年当たり）

平成 27 年度から新規に事業化された「理解促進研修・啓発事業」をみると、計画通り障害のある人や障害に対する理解を促進するイベントや啓発活動を実施しています。

単位:実施の有無

サービス名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有	有	有

② 自発的活動支援事業（一年当たり）

平成 27 年度から新規に事業化された「自発的活動支援事業」をみると、支援の実施はありませんでした。自発的活動の現状と支援のニーズを把握する取り組みが重要です。

単位:実施の有無

サービス名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
自発的活動支援事業	有	無	有	無	有	無

※平成 29 年度は 4 月から 8 月までの実績をもとに見込みを算出。

③ 相談支援事業（一年当たり）

「障害者相談支援事業」については、計画通りに 2 か所の事業所で継続して相談支援を実施しています。

平成 28 年度に設置した「基幹相談支援センター」が、地域における相談支援の中核的な機関として、総合的な相談支援のほか、地域移行の促進、虐待防止等の取り組みを実施しています。

単位:か所(実施事業所数)

サービス名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
障害者相談支援事業	2	2	2	2	2	2

④ 成年後見制度利用支援事業（一年当たり）

「成年後見制度利用支援事業」をみると、利用件数の伸びを見込んでいましたが、現状は実績がありませんでした。ニーズの把握、制度の情報提供に努め、事業の対象となる成年後見制度の利用困難者が制度を必要とする時に利用できる支援体制の整備が重要です。

単位:件(利用件数)

サービス名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
成年後見制度 利用支援事業	1	0	2	0	3	0

※平成 29 年度は 4 月から 8 月までの実績をもとに見込みを算出。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業（一年当たり）

「成年後見制度法人後見支援事業」をみると、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて事業の実施が予定されていましたが、実績はありませんでした。引き続き、ニーズの把握や普及・啓発をすることが重要です。

単位:実施の有無

サービス名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
成年後見制度 法人後見支援事業	有	無	有	無	有	無

※平成 29 年度は 4 月から 8 月までの実績をもとに見込みを算出。

⑥ 意思疎通支援事業（一年当たり）

「意思疎通支援事業」では、「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」は平成 27 年度のみ実績が計画値を大幅に下回っていましたが、その後は概ね計画値通りに増加しています。

「手話通訳者設置事業」については、本町では実施していませんが、手話で日常会話程度ができる職員の養成に努めています。

単位:手話通訳者・要約筆記者派遣事業 件(利用件数)
手話通訳者設置事業 人(設置人数)

サービス名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	22	14	24	23	26	25
手話通訳者設置事業	0	0	0	0	0	0

※平成 29 年度は 4 月から 8 月までの実績をもとに見込みを算出。

⑦ 日常生活用具給付等事業（一年当たり）

「日常生活用具給付等事業」をみると、「介護・訓練支援用具」と「排泄管理支援用具」については概ね計画値通りの実績となっています。「自立生活支援用具」「在宅療養等支援用具」「情報・意思疎通支援用具」「住宅改修費」については、実績が計画値を下回っています。また、「日常生活用具給付等事業」のサービスの合計をみると、実績が計画値を下回っています。

単位：件（利用件数）

サービス名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
【合計】	626	624	641	616	655	626
介護・訓練支援用具	1	2	1	0	2	2
自立生活支援用具	5	1	6	5	7	2
在宅療養等支援用具	12	1	14	5	15	3
情報・意思疎通支援用具	5	3	6	3	7	3
排泄管理支援用具	600	613	610	603	620	615
住宅改修費	3	4	4	0	4	1

※平成 29 年度は 4 月から 8 月までの実績をもとに見込みを算出。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業（一年当たり）

「手話奉仕員養成研修事業」をみると、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて、1 人の養成が見込まれていましたが、研修を実施していないため、実績がありませんでした。研修は実施していませんが、手話講習会により、手話奉仕員をめざす人の養成に努めています。

単位：人（養成人数）

サービス名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
手話奉仕員養成研修事業	1	0	1	0	1	0

⑨ 移動支援事業（一年当たり）

「移動支援事業」をみると、利用人数については平成 27 年度から平成 28 年度にかけて実績が計画値を上回っていますが、平成 29 年度では利用者が少なくなる見込みです。また、利用時間については実績が計画値を大きく下回っています。

単位:上段 時間, 下段 人(実利用人数)

サービス名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
移動支援事業	1,954	1,445	2,211	2,089	2,469	2,050
	26	31	33	34	38	25

※平成 29 年度は 4 月から 8 月までの実績をもとに見込みを算出。

⑩ 地域活動支援センター事業（一年当たり）

「地域活動支援センター事業」をみると、センターの数については計画値通りの実績となっており、登録者数については計画値を上回る実績となっています。

単位:上段 か所(地域活動支援センターの数), 下段 人(登録者数)

サービス名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
地域活動支援センター事業	1	1	1	1	1	1
	7	11	7	12	7	10

※平成 29 年度は 4 月から 8 月までの実績をもとに見込みを算出。

(5) 地域生活支援事業の実績（任意事業）

① 日中一時支援事業（一年当たり）

「日中一時支援事業」をみると、計画値を上回る実績となっています。

単位：人（実利用人数）

サービス名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
日中一時支援事業	17	22	18	24	19	25

※平成 29 年度は 4 月から 8 月までの実績をもとに見込みを算出。

② 更生訓練費給付事業（一年当たり）

「更生訓練費給付事業」をみると、年間数人の利用を見込んでいましたが、実績がありませんでした。

単位：回（利用回数）

サービス名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
更生訓練費給付事業	1	0	1	0	1	0

※平成 29 年度は 4 月から 8 月までの実績をもとに見込みを算出。

③ 知的障害者職親委託制度事業（一年当たり）

「知的障害者職親委託制度事業」をみると、計画値通りの実績となっています。

単位：人（実利用人数）

サービス名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
知的障害者職親 委託制度事業	1	1	1	1	1	1

※平成 29 年度は 4 月から 8 月までの実績をもとに見込みを算出。

④ 身体障害者自動車改造助成金交付事業（一年当たり）

「身体障害者自動車改造助成金交付事業」をみると、毎年2人の利用を見込んでいましたが、実績がありませんでした。

単位：回（利用回数）

サービス名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ （見込み）
身体障害者自動車改造 助成金交付事業	2	0	2	0	2	0

※平成 29 年度は4月から8月までの実績をもとに見込みを算出。

⑤ 身体障害者自動車操作訓練事業（一年当たり）

「身体障害者自動車操作訓練事業」をみると、平成 27 年度から平成 28 年度までは実績がありませんが、平成 29 年度は計画値通りの実績となっています。

単位：回（利用回数）

サービス名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ （見込み）
身体障害者自動車 操作訓練事業	1	0	1	0	1	1

※平成 29 年度は4月から8月までの実績をもとに見込みを算出。

⑥ 福祉ホームの運営（一年当たり）

「福祉ホームの運営」について、本町では利用する福祉ホームへの負担金補助を実施してきましたが、平成 26 年度まで利用してきた福祉ホームがグループホームに移行したため、平成 27 年度より実績がありませんでした。

単位：実施の有無

サービス名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
福祉ホームの運営	有	無	有	無	有	無

⑦ 障害者虐待防止対策支援（一年当たり）

「障害者虐待防止対策支援」は、平成 27 年度には実績がありませんでしたが、平成 28 年度から平成 29 年度までは計画通りとなっています。

単位：実施の有無

サービス名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ （見込み）
障害者虐待防止対策支援	有	無	有	有	有	有

※平成 29 年度は4月から8月までの実績をもとに見込みを算出。

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

健やかで安らぎ、心豊かなまち ありだがわ

障害者基本法第1条には、「障害者施策は、すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」と規定されており、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をめざしていくことが求められています。

本町においても、人口の減少や高齢化の進行、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加等、障害のある人を取り巻く環境は変化しており、より一層の福祉の充実が求められています。

障害のある人が、必要な支援を受けながら、自らの意思に基づき社会のあらゆる活動に参加することができる環境づくりを進めるとともに、各々の個性が尊重され、誰もが自らの能力を活かした自己実現を図ることができ、一人の住民として安心して暮らしていける社会を築く必要があります。

本計画では、このような社会の実現に向け、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去し、日常生活や社会参加に必要な一人ひとりに応じた支援を地域全体の理解・協力のもとで受けることができるよう、「有田川町障害者計画及び第4期障害福祉計画」の理念を踏襲し、「健やかで安らぎ、心豊かなまち ありだがわ」をめざしていきます。

2 基本原則

(1) 地域社会における共生等

共生社会の実現のためには、障害の有無に関わらず、同じ人権を持つ人として認められ、人間らしく暮らし、生きる権利があることが重要です。本町においては、障害者基本法第3条に基づき、以下のことをめざします。

- ① 障害のある人みんなが、社会の一員として、社会、経済、文化等すべての分野の活動に参加できるようにします。
- ② 障害のある人みんなが、どこで誰と生活するのかを自分で選択し、地域社会において他の人々と共生できるようにします。また、それを妨げられることのないようにします。
- ③ 障害のある人みんなが、手話等の言葉や、点字、指点字、触手話、要約筆記、筆談、分かりやすい言葉等、必要なコミュニケーションの方法を選択することができるようにします。また、情報を手に入れ、利用する方法を選択できるようにします。

(2) 差別の禁止

本町では、障害者基本法第4条に基づき、以下のように啓発し、差別をなくすこと、差別をすることのないように努めていきます。

- ① 障害があるという理由で障害のある人を差別し、その権利を認めないようなことをしてはならない。
- ② 障害のある人の能力や活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁の除去については、合理的な配慮がされなければならない。

3 基本方針

本計画では、障害福祉サービス及び障害児福祉サービスの見込量確保に取り組む一方で、利用者一人ひとりの状況により適したサービスを提供するために、次の5つの基本方針に基づき、各事業の質的な向上を図るとともに、利用者本意の体制づくりを推進します。

(1) 訪問系サービスの充実

食事や入浴、外出等の日常生活を支援する訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）について、事業の拡充や人材育成の推進等サービス提供基盤の充実を図ります。

(2) 日中活動系サービスの充実

職業訓練や就労支援等社会的自立に向けた活動を支援する日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所)について、利用者にあわせた活動や訓練の場の確保に努めます。新たに設置される就労定着支援については、必要とする人の把握や事業の周知等に努めます。

(3) 地域生活支援事業の推進

障害のある人が自立した日常生活を送るうえで、一人ひとりの意思に可能な限り応えられよう、相談支援体制の強化に努めるとともに、地域生活支援事業(相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター事業等)の充実を図ります。

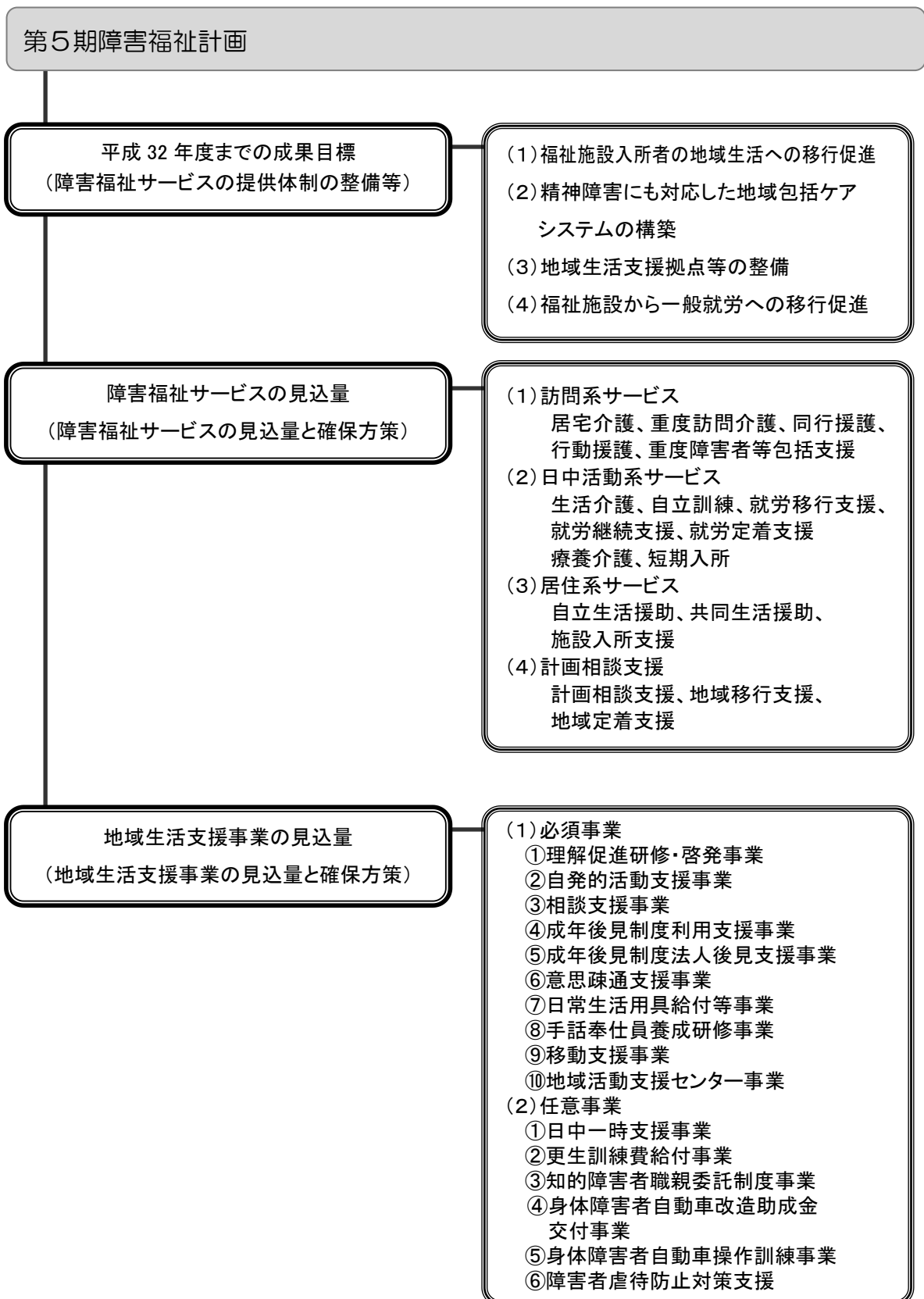
(4) 地域生活移行の推進

障害のある人に対する住まいの場や日常生活上の介護支援等を提供する居宅系サービス(共同生活援助、施設入所支援)については、増加するニーズに対応するために支援体制の充実及び専門人材の確保に努めます。集団生活からひとり暮らしへの移行を支援する自立生活援助については、新規事業として円滑に開始、定着できるように環境の整備を進めます。

(5) 障害児支援の充実

障害のある子どもの健やかな育ちを支援する障害児福祉サービス(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、障害児相談支援)について、今期から新しく設置される居宅訪問型児童発達支援、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置とあわせて、保育所等の関係機関が適切に連携した切れ目のない支援体制の構築に努めます。

4 施策の体系



第1期障害児福祉計画

平成32年度までの成果目標
(障害児支援の提供体制の整備等)

- (1) 児童発達支援センターの整備
- (2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
- (3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の整備
- (4) 医療的ケア児支援の協議の場の設置

障害児福祉サービスの見込量
(障害児福祉サービスの見込量と確保方策)

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援、障害児相談支援
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

第4章 第5期障害福祉計画

1 平成32年度までの成果目標（障害福祉サービスの提供体制の整備等）

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行促進

国の 基本指針	■地域移行者数：平成32年度末時点で平成28年度末の施設入所者の <u>9%以上</u>
	■施設入所者数：平成32年度末時点で平成28年度末の施設入所者の <u>2%以上</u> 削減 ※高齢化・重症化を背景とした目標設定

《目標設定の考え方》

- 障害のある人の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害のある人のうち、自立訓練等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を平成28年度末の17人から9%以上が移行することとし、移行者数は2人とします。
- 施設入所者数については、平成28年度末の17人から2%以上削減することとし、本町の近年の施設入所者の動向を踏まえ、施設入所者数の削減数は1人とします。

【平成28年度末時点の施設入所者数 17人】

指標	目標値
施設入所者の地域生活への移行者数(人)	2
施設入所者数の削減数(人)	1

《目標の達成に向けた方策》

- 障害のある人やその家族が、福祉施設から地域生活へ移行する際の不安が軽減されるように相談支援体制を充実し、あわせて各種在宅サービスの充実やグループホーム等の居住の場の確保に努め、地域生活へ向けた支援体制を強化します。
- 有田圏域内でグループホームの整備が進みつつありますが、体験入所等ができる場の確保のためにも、さらなる新規開設による居住の場の確保に取り組みます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築〔新規〕

国の
基本指針

■保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域・各市町村）を設置

《目標設定の考え方》

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、医療機関や訪問看護事業者、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等の参加する協議の場を有田圏域で1か所設置することを目標とします。

指 標	目 標 値
協議の場の設置数(か所)	1

《目標の達成に向けた方策》

- 保健・医療・福祉関係者との連携を深めながら、協議の場の設置を図ります。
- 設置した協議の場において定期的に協議を行い、関係者における地域の課題の把握や情報の共有、個別事例の検討により、障害のある人の地域移行・地域定着の推進をめざします。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の
基本指針

■平成32年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備

《目標設定の考え方》

- 障害のある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等）の集約を行う、地域生活支援拠点等を有田圏域で1か所整備します。

指 標	目 標 値
地域生活支援拠点等整備数(か所)	1

《目標の達成に向けた方策》

- 有田圏域で連携を深め、障害のある人の地域生活を支援するための支援拠点を整備し、町内の事業所や関連団体等と連携し、体験の機会・場の提供や緊急時の対応等を実施します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進

国の 基本指針	■一般就労への移行者数：平成 32 年度末までに平成 28 年度の <u>1.5 倍以上</u>
	■就労移行支援事業利用者：平成 32 年度末時点で平成 28 年度の <u>2 割増以上</u>
	■移行率 3 割以上の就労移行支援事業所：平成 32 年度末までに全体の <u>5 割以上</u> ※実績を踏まえた目標設定
	■就労定着支援 1 年後の就労定着率：支援開始 1 年後の職場定着率を <u>80%以上</u> 〔新規〕

《目標設定の考え方》

- 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する人数については、平成 28 年度の一般就労への移行の実績はありませんでしたが、近年の就労移行支援事業等の利用状況を踏まえ、目標を 1 人とします。
- 就労移行支援事業の利用者数は、平成 28 年度末の 2 人から 2 割以上増加させることとし、3 人とします。
- 平成 29 年度時点で、有田圏域内に就労移行支援事業所がないため、平成 32 年度末における就労移行率が 3 割を超える事業所の割合について、目標を設定していません。
- 就労移行支援事業等の利用を経て一般就労した障害者に、職場定着に向けた相談・援助を行う「就労定着支援事業」について、支援開始から 1 年後の職場定着率が 8 割以上となることをめざします。なお、平成 30 年度は事業実施初年度であるため、目標値の設定はありません。また、平成 31 年度についても、平成 30 年度にサービスの利用を見込んでいないため、目標値の設定はありません。

指 標		目 標 値
福祉施設から一般就労への移行者数(人)		1
就労移行支援事業の利用者数(人)		3
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合(%)		-
就労定着支援1年後定着率(%)	平成 32 年度	80%

《目標の達成に向けた方策》

- 有田圏域地域自立支援協議会の就労部会と関係機関との連携により、広域的な観点からの就労支援を引き続き実施します。
- 自立訓練等を充実させ、本人の知識と能力の向上に努めます。
- 就労移行支援に関するニーズを把握し、対応していきます。
- ハローワーク等、就労関連機関との連携を深め、本人の適性にあった職場の開拓に取り組み、就労支援制度を活用することで、正規雇用をめざします。そして、就職後の相談等のフォロー等、職場への定着支援を実施します。
- 企業に対しては、上記就労部会、ハローワーク等と連携し、障害のある人の雇用の啓発に取り組みます。また、合理的配慮の啓発等による働きやすい環境づくりを促進します。

2 障害福祉サービスの見込量（障害福祉サービスの見込量と確保方策）

（1）訪問系サービスの見込量と確保方策

サービス名	内容
居宅介護	障害支援区分1以上（児童はこれに相当する心身の状態）の人に、自宅で入浴・排泄・食事等の介助を行います。
重度訪問介護	障害支援区分4以上であって、二肢以上の麻痺等の重度の障害があるなど、常に介護が必要な人に、自宅で身体介護や家事援助、外出時の移動の支援を行います。
同行援護	視覚障害により、移動・外出に著しい困難を有する人に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、その他外出する際の必要な援助を行います。身体介護を伴う場合は、障害支援区分2以上の人等が対象となります。
行動援護	障害支援区分3以上（児童はこれに相当する心身の状態）であって、知的または精神の障害により行動が困難で、常に介護が必要な人に、行動や外出時の危険回避や排泄・食事・移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	障害支援区分6（児童はこれに相当する心身の状態）であって、意思疎通困難や四肢麻痺で寝たきり（気管切開・人工呼吸器使用者または最重度知的障害者）等、常に介護が必要な人の中でも、特にその介護の必要性が高い場合に、居宅介護やその他複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

《見込量と確保方策》

- 介護者の高齢化、施設から地域生活への移行が進められること、精神障害のある人の増加等が予想され、今後サービスの利用増加が見込まれます。
- 個別の相談支援を通じて、必要なサービス量を把握し、事業所との連携を進めながらサービスを提供するとともに、多様な事業者に対して、障害福祉サービスに参入するよう働きかけます。また、サービス提供事業者への情報提供や各種研修会への参加促進等のサービスの質の向上に向けた支援を行うことにより、見込量の確保を図ります。

■訪問系サービス（一月当たり）

単位：上段 時間, 下段 人(実利用人数)

サービス名	平成29年度 実績※(見込み)	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
居宅介護				
重度訪問介護	651	703	749	799
同行援護				
行動援護	42	45	48	51
重度障害者等包括支援				

※平成29年度は4月から7月までの実績をもとに見込みを算出。

(2) 日中活動系サービスの見込量と確保方策

サービス名	内容
生活介護	障害支援区分3以上(50歳以上は障害支援区分2以上)で常に介護が必要な人に、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会提供等の支援を行います。
自立訓練 (機能訓練)	入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行等を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な人、また、特別支援学校(盲・ろう・養護学校)を卒業し、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復等の支援が必要な身体障害のある人に対し、自立した日常生活または社会生活ができるよう、身体機能の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人、また、特別支援学校(盲・ろう・養護学校)を卒業し、継続した通院により、症状が安定している知的障害、精神障害のある人に対し、自立した日常生活または社会生活ができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労移行支援	65歳未満の就労等を希望する人に、一定期間における生産活動、求職活動や職場体験等の機会の提供及び就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行い、一般就労への支援を行います。
就労継続支援 (A型)	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である人に対し、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行うとともに、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である人に対し、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行うとともに、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労定着支援 〔新規〕	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話等の支援を行います。
短期入所 (福祉型)	居宅で介護を行う人の疾病等の理由により、必要な介護を受けることができないため、障害者支援施設に短期間入所する必要がある障害のある人に、入浴、排泄、食事の介護等の必要な支援を行います。
短期入所 (医療型)	居宅で介護を行う人の疾病等の理由により、必要な介護を受けることができないため、病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所する必要がある障害のある人に、入浴、排泄、食事の介護等の必要な支援を行います。

《見込量と確保方策》

- これまでの利用実績や利用者数、特別支援学校の卒業見込み等に伴う新たなサービス利用者数等を勘案し、生活介護、就労継続支援（B型）等、日中活動の場の見込量を設定します。
- サービス利用者の動向やサービス内容等に関する情報提供を行い、事業参入の促進を図ります。日中の活動、就労系サービスの利用希望に対応するため、将来も含めて必要な見込量の確保に向け、町外事業所の利用もあわせてサービス提供体制の確保を図ります。
- 就労の場の確保や就労継続の支援等に加えて、就労定着支援事業所の確保に努め、就労に伴う生活上の課題への対応を図ります。

■日中活動系サービス（一月当たり）

単位：上段 人日（利用人数×利用日数）分、下段 人（実利用人数）
療養介護については、人（実利用人数）

サービス名	平成29年度 実績※（見込み）	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
生活介護	872	875	907	917
	44	46	47	48
自立訓練 （機能訓練）	0	20	20	20
	0	1	1	1
自立訓練 （生活訓練）	43	65	65	65
	2	3	3	3
就労移行支援	39	40	40	59
	2	2	2	3
就労継続支援 （A型）	344	365	387	408
	16	17	18	19
就労継続支援 （B型）	1,049	1,086	1,161	1,236
	56	58	62	66
就労定着支援〔新規〕		0	1	1
療養介護	7	8	8	9
短期入所（福祉型）	84	95	103	111
	5	6	6	7
短期入所（医療型）	27	27	27	27
	4	4	4	4

※平成29年度は4月から7月までの実績をもとに見込みを算出。

(3) 居住系サービスの見込量と確保方策

サービス名	内容
自立生活援助 〔新規〕	施設入所支援や共同生活援助(グループホーム)を利用していた人を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

《見込量と確保方策》

- これまでの利用実績及び利用者数、障害のある人の増加、人口推計による増加率をもとに、グループホームの利用希望や障害者施設等から地域生活への移行を勘案して見込量を設定します。
- 地域生活への移行をめざすうえで、共同生活援助の必要性は高く、利用者の増加も考えられます。町内の空き物件等の活用によるグループホームの誘導・整備に取り組み、見込量の確保を図ります。
- 障害のある人の住まいの場の確保のため、町内の物件の活用を進め、地域生活への移行を促進します。
- 平成30年度より実施となる自立生活援助も、地域生活への移行を含めて、利用者を見込んでいます。地域で安心して生活することができるよう、自立生活援助事業所の確保に努めます。
- 施設入所支援は、成果目標の達成に向け利用者数の減少を見込んでいますが、グループホームを利用することが困難な障害のある人の暮らしの場として重要な役割を持ちます。施設入所を必要とする障害のある人が安心して利用できるよう、地域移行も促進しながら、関係機関と連携し、見込量の確保に取り組みます。

■居住系サービス（一月当たり）

単位：人(実利用人数)

サービス名	平成29年度 実績※(見込み)	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
自立生活援助〔新規〕		0	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	30	30	31	32
施設入所支援	17	17	16	16

※平成29年度は4月から7月までの実績をもとに見込みを算出。

(4) 相談支援の見込量と確保方策

サービス名	内容
計画相談支援	障害のある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成、一定期間ごとに計画内容の見直し等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害のある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

《見込量と確保方策》

- 相談支援事業者の参入促進や相談支援の人材の確保・育成に取り組み、相談支援体制の充実を図ります。

■相談支援（一月当たり）

単位：人(実利用人数)

サービス名	平成29年度 実績*(見込み)	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
計画相談支援	13	14	15	16
地域移行支援	0	1	1	1
地域定着支援	1	1	1	1

※平成29年度は4月から7月までの実績をもとに見込みを算出。

3 地域生活支援事業の見込量（地域生活支援事業の見込量と確保方策）

（1）必須事業の見込量と確保方策

① 理解促進研修・啓発事業（一年当たり）

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行っています。

《見込量と確保方策》

- 障害のある人への正しい理解を促進するとともに、日常生活及び社会生活を営むうえで生じる社会的障壁の除去をめざし、当事者団体やボランティア団体等に働きかけ、交流活動・啓発活動の促進を図ります。
- 現在実施しているイベントや手話講演会について、内容をさらに充実させ、継続して普及啓発に努めます。

単位：実施の有無

サービス名	平成29年度見込み	平成30年度見込み	平成31年度見込み	平成32年度見込み
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有

② 自発的活動支援事業（一年当たり）

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

《見込量と確保方策》

- 障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができる共生社会の実現をめざし、町内の障害のある人やその家族、地域の方による自発的な活動を支援するとともに、活動内容の情報提供や周知に努めます。
- 自発的活動に取り組む地域住民の声を聞き、支援のニーズの把握に努め、自発的活動を充実させるための支援を実施します。

単位：実施の有無

サービス名	平成29年度実績※(見込み)	平成30年度見込み	平成31年度見込み	平成32年度見込み
自発的活動支援事業	無	有	有	有

※平成29年度は4月から8月までの実績をもとに見込みを算出。

③ 相談支援事業（一年当たり）

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障害のある人やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援します。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な機関として、総合的な相談支援のほか、地域移行の促進、虐待防止等の取り組みを行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	専門職員を基幹相談支援センターに配置し、相談支援事業者への指導や、地域移行の促進等の取り組みを行い、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	保証人がいない等の理由で賃貸住宅への入居が困難な障害者に対し、必要な調整や、家主への相談・助言などを行います。

《見込量と確保方策》

- 基幹相談支援センターを中心に、総合的な相談支援、専門的な相談の実施に取り組むとともに、相談支援事業者への指導や研修を実施して相談支援体制を強化することで、障害者相談支援事業の充実を図ります。
- 相談支援事業に関する周知をさらに充実させ、より多くの障害のある人やその保護者、介護者の様々な課題に対応し、地域移行や地域生活の支援に努めます。
- 「住宅入居等支援事業」については特に見込んでいませんが、入居等に関する相談については、障害者相談支援事業等で対応します。

単位：実施の有無

障害者相談支援事業については、か所(実施事業所数)

サービス名	平成29年度実績	平成30年度見込み	平成31年度見込み	平成32年度見込み
障害者相談支援事業	2	2	2	2
基幹相談支援センター	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	無	無	無	無

④ 成年後見制度利用支援事業（一年当たり）

サービス名	内容
成年後見制度 利用支援事業	障害のある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部についての補助を行います。

《見込量と確保方策》

- 障害のある人の権利擁護を図り、必要に応じて成年後見制度の利用困難者に対して、必要な支援を引き続き実施し、制度の利用促進に努めます。

単位：件（利用件数）

サービス名	平成29年度 実績※（見込み）	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
成年後見制度 利用支援事業	0	1	2	2

※平成29年度は4月から8月までの実績をもとに見込みを算出。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業（一年当たり）

サービス名	内容
成年後見制度法人 後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

《見込量と確保方策》

- 引き続き社会福祉協議会との連携を深めながら、法人後見活動を実施する団体への支援の充実を図ります。
- さらに事業の普及啓発に努め、法人後見のニーズの発掘に取り組むとともに、法人後見を必要とする時に利用できる体制づくりを支援します。

単位：実施の有無

サービス名	平成29年度 実績※（見込み）	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
成年後見制度法人 後見支援事業	無	有	有	有

※平成29年度は4月から8月までの実績をもとに見込みを算出。

⑥ 意思疎通支援事業（一年当たり）

サービス名	内容
意思疎通支援事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人、または聴覚や音声・言語機能に障害のある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの支援による社会参加の促進を図ります。 また聴覚や音声・言語機能に障害のある人とのコミュニケーションをとるため、手話通訳者を役場の窓口を設置し、相談や情報提供の支援を行います。

《見込量と確保方策》

- 障害のある人の社会参加が進められることにより、手話通訳者や要約筆記者の派遣に対するニーズが高くなると考えられます。
- 手話通訳者設置事業について、見込みは0となっていますが、手話講習会に役場の職員が参加し、手話で日常会話ができる職員を養成します。

単位：手話通訳者・要約筆記者派遣事業 件(利用件数)

手話通訳者設置事業 人(設置人数)

サービス名	平成29年度実績※(見込み)	平成30年度見込み	平成31年度見込み	平成32年度見込み
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	25	28	30	32
手話通訳者設置事業	0	0	0	0

※平成29年度は4月から8月までの実績をもとに見込みを算出。

⑦ 日常生活用具給付等事業（一年当たり）

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	特殊寝台やスローマ装具等の日常生活用具の給付や貸与により、在宅重度障害者の家庭における生活の不便を解消し、自立の促進と家族の介護負担の軽減を促進します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等の障害のある人の身体介護を支援する用具、並びに障害のある子どもが訓練に用いるいす等のうち、障害のある人及び介助者が容易に使用できるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置、その他の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害のある人が容易に使用できるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計、その他の在宅療養等を支援する用具のうち、障害のある人が容易に使用することができるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、その他の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害のある人が容易に使用することができるもの。
排泄管理支援用具	スローマ装具、その他の排泄管理を支援する用具、並びに衛生用品のうち、障害のある人等が容易に使用することができるもの。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障害のある人の居宅生活動作等を円滑にする用具のうち、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

《見込量と確保方策》

- 当事業の周知に努め、障害のある人の在宅生活を支援するため、一人ひとりが必要とする日常生活用具の給付を継続して実施するとともに、必要に応じて、対象品目等の見直しを検討します。

単位：件（利用件数）

サービス名	平成29年度 実績※(見込み)	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
【合計】	626	631	636	651
介護・訓練支援用具	2	2	2	3
自立生活支援用具	2	3	4	5
在宅療養等支援用具	3	3	4	5
情報・意思疎通支援用具	3	3	3	4
排泄管理支援用具	615	618	620	630
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1	2	2	2

※平成29年度は4月から8月までの実績をもとに見込みを算出。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業（一年当たり）

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障害のある人の自立した日常生活または社会生活を営むため、市町村の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

《見込量と確保方策》

- 聴覚に障害のある人の自立した生活の支援や交流活動の促進を図るため、研修の充実、普及啓発に努めます。

単位：人（養成人数）

サービス名	平成29年度実績	平成30年度見込み	平成31年度見込み	平成32年度見込み
手話奉仕員養成研修事業	0	0	1	1

⑨ 移動支援事業（一年当たり）

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行います。

《見込量と確保方策》

- 地域における自立した生活や社会参加の促進のため、屋外での移動が困難な障害のある人に対し、社会生活上必要な外出や余暇活動等社会参加のための外出の支援を継続して実施します。
- 多くのニーズがあり、今後も増加する見込みとなっています。必要なサービスの提供量の確保に努め、多様なニーズに応じることのできるサービス体系の整備を進めます。

単位：上段 時間、下段 人（実利用人数）

サービス名	平成29年度実績※（見込み）	平成30年度見込み	平成31年度見込み	平成32年度見込み
移動支援事業	2,050	2,460	2,542	2,706
	25	30	31	33

※平成29年度は4月から8月までの実績をもとに見込みを算出。

⑩ 地域活動支援センター事業（一年当たり）

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	在宅の障害のある人が通い、創作的活動または生産活動の機会の提供を受け、社会との交流等を行います。

《見込量と確保方策》

- 地域活動支援センターでは、障害の特性に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供のほか、社会との交流促進等支援が様々な形で行われており、障害のある人にとって重要な社会参加の場となっています。現在設置している地域活動支援センターは1か所であり、町内全域のニーズに応えられるものではなく、センターの周辺の人に利用が限られています。そのため、より広域の人のニーズに応えることができるよう、近隣市町と連携し、平成30年度中に地域活動支援センターを1か所増設するよう取り組みを進めています。

単位:単位:上段 か所(地域活動支援センターの数), 下段 人(実利用人数)

サービス名	平成29年度 実績*(見込み)	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
地域活動支援センター事業	1	2	2	2
	10	13	14	15

※平成29年度は4月から8月までの実績をもとに見込みを算出。

(2) 任意事業の見込量と確保方策

① 日中一時支援事業（一年当たり）

サービス名	内容
日中一時支援事業	活動場所が必要な障害のある人等に、活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行います。

《見込量と確保方策》

- 利用者のニーズを把握し、必要性の高い人に必要なサービスが提供されるよう、事業所の安定的な運営にも配慮しつつ、サービス体系等の見直しを行い、見込量が確保されるよう努めます。

単位：人(実利用人数)

サービス名	平成29年度実績*(見込み)	平成30年度見込み	平成31年度見込み	平成32年度見込み
日中一時支援事業	25	27	28	30

※平成29年度は4月から8月までの実績をもとに見込みを算出。

② 更生訓練費給付事業（一年当たり）

サービス名	内容
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人に、更生訓練費を支給することで社会復帰の促進を図ります。

《見込量と確保方策》

- 事業の普及啓発に努めるとともに、給付対象者の正確な把握により、安定的な更生訓練給付の実施を支援します。

単位：回(利用回数)

サービス名	平成29年度実績*(見込み)	平成30年度見込み	平成31年度見込み	平成32年度見込み
更生訓練費給付事業	0	1	1	1

※平成29年度は4月から8月までの実績をもとに見込みを算出。

③ 知的障害者職親委託制度事業（一年当たり）

サービス名	内容
知的障害者職親委託制度事業	知的障害のある人を一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことにより、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、福祉の向上を図ります。

《見込量と確保方策》

- 普及啓発を充実させ、職親となる事業経営者等の発掘に努めます。

単位：人（実利用人数）

サービス名	平成29年度実績※（見込み）	平成30年度見込み	平成31年度見込み	平成32年度見込み
知的障害者職親委託制度事業	1	1	1	1

※平成29年度は4月から8月までの実績をもとに見込みを算出。

④ 身体障害者自動車改造助成金交付事業（一年当たり）

サービス名	内容
身体障害者自動車改造助成金交付事業	身体障害のある人が就労、通学及び通院に伴い自動車の運転を必要とする場合に、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、身体障害のある人の社会参加の促進を図ります。

《見込量と確保方策》

- 障害のある人の社会参加を支援するため、事業の周知啓発に努め、自動車の改造の助成を行います。

単位：回（利用回数）

サービス名	平成29年度実績※（見込み）	平成30年度見込み	平成31年度見込み	平成32年度見込み
身体障害者自動車改造助成金交付事業	0	1	1	1

※平成29年度は4月から8月までの実績をもとに見込みを算出。

⑤ 身体障害者自動車操作訓練事業（一年当たり）

サービス名	内容
身体障害者自動車操作訓練事業	身体障害のある人の就労等社会活動への参加を促進するため、自動車の運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

《見込量と確保方策》

- 事業の周知啓発に努め、自動車の運転免許の取得を支援し、障害のある人の社会参加を促進します。

単位：回（利用回数）

サービス名	平成29年度実績※（見込み）	平成30年度見込み	平成31年度見込み	平成32年度見込み
身体障害者自動車操作訓練事業	1	1	1	1

※平成29年度は4月から8月までの実績をもとに見込みを算出。

⑥ 障害者虐待防止対策支援（一年当たり）

サービス名	内容
障害者虐待防止対策支援	障害者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応、その後の障害のある人及び養護者への適切な支援を行うため、障害者虐待防止センターをやすらぎ福祉課に設置し、障害者虐待防止に対する啓発普及、関係機関の協力体制の整備や支援体制の強化を図ります。

《見込量と確保方策》

- 障害のある人が地域で安心して暮らしていけるように、関係機関との連携を深めながら、虐待防止に向けた事業の充実に努めます。

単位：実施の有無

サービス名	平成29年度実績※（見込み）	平成30年度見込み	平成31年度見込み	平成32年度見込み
障害者虐待防止対策支援	有	有	有	有

※平成29年度は4月から8月までの実績をもとに見込みを算出。

第5章 第1期障害児福祉計画

1 平成32年度までの成果目標(障害児支援の提供体制の整備等)

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1か所設置 ■ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村または圏域で構築 ■ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所確保 ■ 医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置（平成30年度末まで）
------------	---

《目標設定の考え方》

- 児童発達支援センターについては、既に町内で1か所整備しています。
- 保育所等訪問支援を利用できる体制については、有田圏域において平成29年度時点で保育所等訪問支援を実施している事業所はありません。
- 有田圏域において平成29年度時点で、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを実施している事業所はありません。
- 平成30年度末までに有田圏域で、医療的ケア児支援のための協議の場を設置することを目標とします。

指 標	目 標 値
児童発達支援センターの設置数(か所)	1
保育所等訪問支援の実施(実施の有無)	有
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所(か所数)	各1か所
医療的ケア児支援の協議の場(設置の有無)	有

《目標の達成に向けた方策》

- 現在設置している児童発達支援センターをより利用しやすい体制の整備に取り組みます。
- 有田圏域において保育所等訪問支援を実施する事業所の整備を推進します。
- 今後、有田圏域で関係機関との協議を進め、圏域で重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを実施する事業所の整備を推進します。
- 医療的ケア児支援の協議の場については、国等の動向を注視しつつ、有田圏域で保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の連携を深めながら設置します。協議の場において情報の共有や課題の検討を行うことにより、医療的ケアを必要とする障害のある児童が適切な支援を受けられるように努めます。

2 障害児福祉サービスの見込量（障害児福祉サービスの見込量と確保方策）

サービス名	内容
児童発達支援	障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
放課後等 デイサービス	就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所の提供等の支援を行います。
保育所等訪問 支援	保育所等を現在利用中の障害のある児童が支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
居宅訪問型児童 発達支援〔新規〕	重症心身障害児等の重度の障害のある子ども等であって、外出することが著しく困難な障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
医療型児童発達 支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
障害児相談支援	サービスを利用する児童に、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に 対する関連分野 の支援を調整す るコーディネータ ーの配置〔新規〕	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

《見込量と確保方策》

- 障害のある児童が必要な支援を地域で受けることができるよう、相談支援専門員の質の向上に努めるとともに、関係機関と支援に関する情報の共有を推進することで、適切なサービスの提供に努めます。
- 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、量的な拡大が図られていることから、質の確保に留意しつつ、身近な地域で支援が受けられるよう、引き続き見込量の確保を図ります。
- 関係機関が連携して情報を共有し、ライフステージに応じた切れ目のない支援に努めるとともに、障害のある児童だけでなく、障害のある児童を療育する家族のサポートに努めます。
- 医療型児童発達支援については、平成 27 年度末で和歌山県に唯一あった事業所がなくなったため見込量を 0 としていますが、サービスの内容については変更なく、継続して支援を実施します。

障害児福祉サービス（一月当たり）

単位：上段 人日（利用人数×利用日数）分，下段 人（実利用人数）

障害児相談支援については、人（実利用人数）

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、人（配置数）

サービス種別	平成29年度 実績※（見込み）	平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
児童発達支援	879	910	942	973
	84	87	90	93
放課後等デイサービス	591	620	651	682
	38	40	42	44
保育所等訪問支援	0	2	3	4
	0	2	3	4
居宅訪問型児童発達 支援〔新規〕		0	4	4
		0	1	1
医療型児童発達支援	0	0	0	0
	0	0	0	0
障害児相談支援	5	7	8	9
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調 整するコーディネータ ーの配置〔新規〕		0	0	1

※平成 29 年度は 4 月から 7 月までの実績をもとに見込みを算出。

第6章 計画の推進体制

1 地域住民・事業者・行政等との協働の推進

本計画の推進に当たっては、障害のある人をはじめ、住民、障害者団体や障害福祉サービス等事業者、企業等、そして行政を、障害者施策をともに推進していく主体として位置づけます。それぞれが自らの役割を果たしながらお互いに連携し、一体となって障害者福祉の向上に協働で取り組んでいくことが重要です。

① 障害のある人

障害のある人は自分が人生の主役であり、一人の人間としてかけがえのない存在であることに気づき、自分の生き方を自分で決めていくことが重要です。

また、地域社会の一員として主体的に社会活動に参加するとともに、自らの持つ能力を発揮して自立をめざし、能力に応じて社会に貢献することが望まれます。

② 地域住民

障害の特性に関する正しい知識を取得し、障害のある人への理解を深めるとともに、障害のある人が自立した社会生活を送るための支援を行い、必要な情報を届けるほか、災害時の支援や、誰もが参加できるような地域行事等を企画する、お互いに助け合う地域づくりに努めていくことが求められます。

③ 障害者団体・障害福祉サービス等事業者

障害者団体は、障害に対する理解の促進や障害のある人やその家族等との交流の場づくり、社会参加の支援等を行っています。今後も、各団体間での連携や調整を図りながら、住民の障害に対する理解促進、障害のある人の生活の向上に向けた行政等に対する働きかけ等、様々な取り組みを行っていくことが重要となります。

また、障害福祉サービス等事業者は、障害の特性を踏まえた個々の状況に合った適切なサービスの提供を行うとともに、サービスの質の向上や事業運営の情報公開等公正な運営が求められます。

④ 企業等

障害のある人が社会的に自立した生活を営むためには、経済的自立を果たすとともに、就労を通じた自己実現・社会参加を果たすことが重要となります。そのため、企業等においては、障害のある人の雇用を積極的に進めるとともに、障害のある人に配慮した職場環境づくりや雇用条件の整備、従事できる職種の確保に取り組む必要があります。

また、障害者差別解消法の施行により、障害を理由とした不当な差別的取り扱いが禁止され、障害のある人から合理的配慮の求めがあった場合には、可能な限り柔軟に対応することが望まれます。

⑤ 行政

障害のある人やその家族等のニーズの把握に努め、必要な人に必要なサービスを提供するとともに、関係機関との連携のもと、各種施策を一体的に推進し総合的な福祉の向上をめざします。

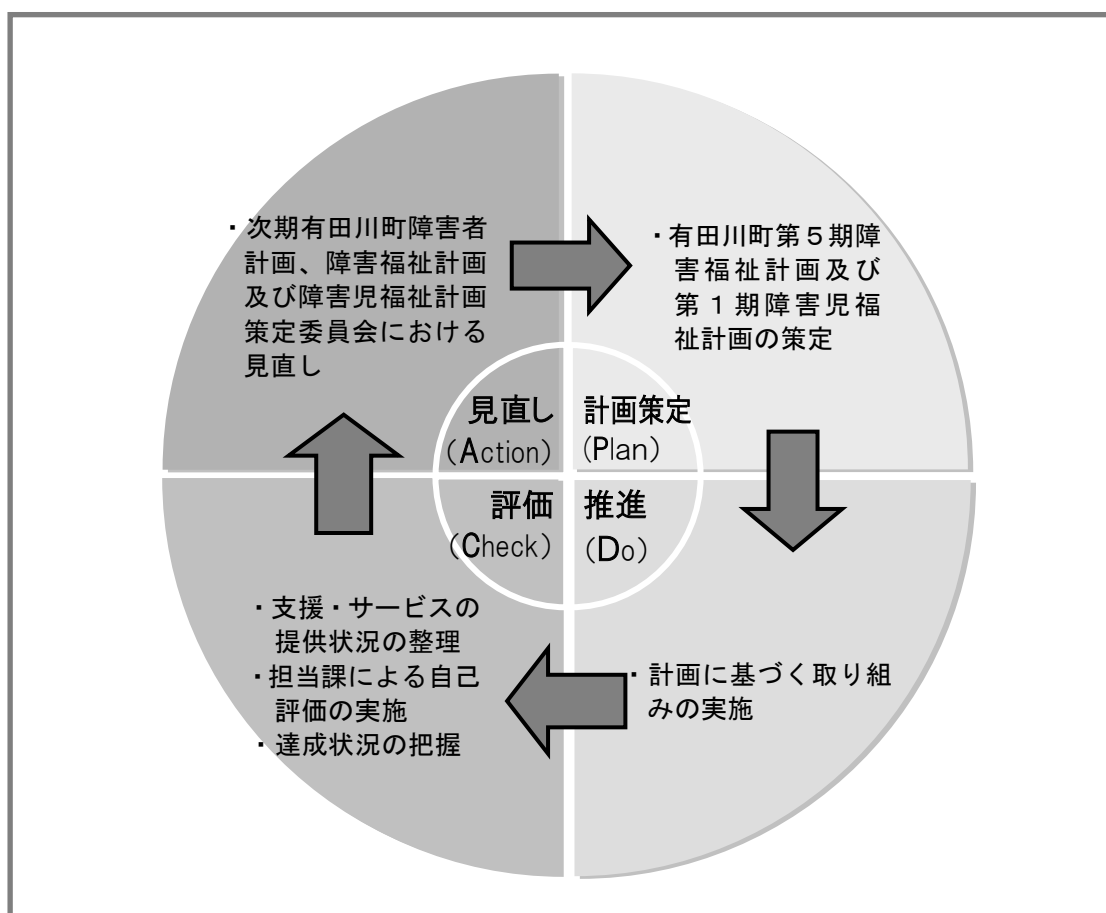
また、地域における支え合いの環境を構築し、障害のある人のまちづくりへの参加を促進するとともに、住民や企業等に対して、障害のある人や障害についての正しい理解の促進に努めます。

2 計画の達成状況の点検及び評価

本計画の推進に当たっては、計画の推進に必要な事項について審議するとともに、本計画策定後も、計画の進捗状況の確認、評価を行っていく必要があります。

進行管理の点検にあたっては、管理手法の基本的な考え方である「PDCA」サイクルを取り入れた計画の進行管理を行います。本計画（Plan：計画）に基づいた事業の実施状況（Do：実施）について、計画推進における課題や取り組みの妥当性に関する評価（Check：点検・評価）を担当課や関係部署において毎年行い、その結果を次期計画の策定委員会における計画見直しの基礎資料として活用（Action：改善・見直し）することで、新たな計画の策定（Plan）につなげ、継続的な改善に取り組みます。

■循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）



資料編